

## 平成28年度包括外部監査 指摘事項に対する是正措置状況について

### 監査テーマ

「市税等歳入の賦課及び徴収に関する事務の執行について」

#### 1. 一覧表の見方

- ・ 監査人からの報告書の各頁対象内容の指摘事項（結果・意見に分別）に対し、該当の所管部課が平成29年度に平成29年6月1日現在の状況を「対応方針」及び「対応方針に対する課題」（必要項目のみ）として表記しました。
- ・ 平成30年度には、該当の所管部課が平成30年5月1日現在の「是正措置状況」を表記しました。

#### 2. 指摘事項の項目数 …… 95

- ・ 結果 …… 31

（一連の事務手続の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、あるいは違反ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項）

- ・ 意見 …… 64

（一連の事務手続の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項、あるいは法令等違反ではないが改善が望まれる事項）

#### 3. 是正措置した項目数

平成30年5月1日までに是正したもの …… 53（一覧表に網掛け）

#### 4. 該当所属とその項目数（うち2項目が複数所属）

- ・ 総合政策部地域コミュニティ推進課 …… 1
- ・ 総務部総務課 …… 1
- ・ 総務部税務課
  - 市民税係 …… 37
  - 資産税係 …… 21
  - 収納推進係 …… 6
  - 滞納債権対策室 …… 16
- ・ 市民環境部保険年金課 …… 8
- ・ 健康福祉部長寿福祉課 …… 3
- ・ 会計管理組織会計課 …… 4

## 5. 是正措置を行った主な項目

### ①No. 47 固定資産税「未申告者の検証」

[指摘内容] (平成28年度)

償却資産申告書未申告者の調査にあたっては、適正申告の確保のため、常に計画的に継続して実施すべきである。しかしながら、償却資産数は膨大であり、納税義務者には個人と法人とがあり、固定資産税(償却資産)制度の理解の度合いや、償却資産の管理能力もさまざまである。

効率的に未申告者の調査をするため、業種別に特定して実施するなど、計画的、効率的に調査を実施されたい。

[対応方針] (平成29年度)

償却資産は納税義務者からの申告が原則であり、遡及を5年としているため(地方税法第17条の5)、5年間で5地域(旧町)を網羅できるよう平成29年度中に計画を作成する。

[是正措置状況] (平成30年度)

これまで償却資産の申告には、法人税の減価償却の明細の添付を依頼しているが、これに加え平成28年度からは地域別・業種別の未申告調査を実施し、法人税の償却資産調査により、未申告者には申告書の提出を促している。

### ②No. 69 後期高齢者医療保険料「譲渡所得の発生による保険料への影響についての周知徹底」

[指摘内容] (平成28年度)

譲渡所得により保険料が増加する認識がなかったため、滞納につながるケースがあるため、周知徹底を図ることが必要。確定申告時期に税務署へ協力を依頼することや、広報誌に掲載することなどで周知することが望ましい。

[対応方針] (平成29年度)

平成29年分の確定申告前に税務課と連携し、前年度所得が次年度の料金に反映することを、確定申告の広報とあわせて掲載するようにする。

[是正措置状況] (平成30年度)

通知書への付記やチラシの封入などで周知を行った。

### ③No. 93 滞納債権対策「納税推進員の所属部署」

[指摘内容] (平成28年度)

納税推進員の業務内容が現年の税の滞納管理であることから、本来的には、所属部署も現年の滞納管理を行っている課または係であることが望ましく、また納税推進員の業務内容については、より密に連携を取りながら、業務内容を指揮し、管理を行うべきである。

[対応方針] (平成29年度)

平成29年度組織変更により税務課滞納債権対策室が現年度滞納も管理することとなった。納税推進員の業務対象も現年度に限らず、過年度にも広がっている。対象者抽出については、日報結果と推進員からの聞き取りを検証しながら行っている。

[是正措置状況] (平成30年度)

平成29年度より納税推進員の業務対象を現年度に限らず、過年度にも広がっている。また、対象者抽出については、日報結果と推進員からの聞き取りを検証しながら協議を行い決定している。